

# 『特許出願等復興支援制度』

日本弁理士会は、被災地の復興を支援するため、  
特許、実用新案、意匠の出願費用を援助します

## 制度の内容

### ◆援助対象者

被災地の復興に貢献する発明・考案・意匠を創作した、

1. 被災地にお住まいの個人
2. 被災地に住所を有する中小企業・協同組合等
3. 被災により被災地域外に転居した個人又は中小企業・協同組合等

### ◆援助の内容

発明等について特許出願等をするとときに必要となる弁理士の報酬及び経費並びに特許庁の手数料の全部又は一部を援助します。

この援助金は返済する必要がありません。

### ◆審査

所定の公共機関による推薦又は紹介を原則として、日本弁理士会が審査します。

### ◆秘密の厳守

援助対象発明等の内容及び援助を受ける個人及び法人の情報は適切に管理し、本制度の目的以外で利用することはありません。

## 利用の流れ

### 推薦・紹介

日本弁理士会の指定する機関からの推薦又は紹介を受けていただきます。

### 申請

規定の申請書を日本弁理士会会長あてに提出していただきます。申請書には指定の書類を添付してください。

### 審査

審査は原則として申請を受けた翌月です。

### 審査結果の通知

審査の結果は、書面にてお知らせします。  
(援助対象とならなかった場合、その理由や審査過程等のお問い合わせには回答しかねますので、予めご了承ください。)

### 弁理士の選定

審査の結果、援助が決定しましたら、出願の代理をする弁理士を決めていただきます。

### 契約

援助を受ける方と出願の代理をする弁理士と日本弁理士会の三者で契約を交わします。

### 契約援助の実施

援助費用は対象とする出願手続等が終了して手数料等の報告があった時点で代理をした弁理士に支払います。

詳しくは…

日本弁理士会

検索

トップページから「震災復興支援」ページへ

# 特許出願等復興支援制度の概要

## 援助期間

平成24年5月25日から平成29年3月31日までに申請された発明等

## 援助対象者

指定被災地<sup>※1</sup>に住所又は居所を有する個人、指定被災地に住所又は居所を有する中小企業者<sup>※2</sup>、及び被災により指定被災地外に転居した個人又は中小企業者。

## 援助対象となる発明等

事業化による雇用の創出等、何らかの形で被災地の復興に貢献する可能性がある出願前の発明、考案、意匠であって、日本弁理士会が指定する機関から推薦又は紹介を受けたもの。

**【注】** 外国出願、PCT出願は援助対象となりません。また、審査の結果援助対象とならない場合があります。

## 援助の内容

特許出願等の手続をする際の弁理士報酬及び経費と特許庁の手数料。

**【注】** 返済の必要はありませんが、審査結果に応じて援助額の上限が設定されますので、援助額が弁理士報酬等の全額には足りない場合があります。また、本援助は所定の予算の範囲内で実行されるため、予告なしに募集を打ち切る場合があります。なお、出願と同時に審査請求の手数料は援助対象になりますが、いわゆる中間手続をする際の手数料又は特許料等、出願後に発生する費用は援助対象になりません。

## 秘密保持

申請の内容、被援助者の経済的事実等は秘密に致しますが、発明等の名称、援助金額、受任弁理士名、権利化の可否、被援助者の性別、年齢層、職業、法人の場合の業種、規模（資本金、従業員数）については公開させて頂く場合があります。ただし、被援助者の氏名又は団体名、発明等の詳細等、他の事項については、ご本人の了解を得ない限り公開いたしません。

### ※1 指定被災地域

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

### ※2 中小企業者

中小企業者とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第2条第1項第1号から第8号に規定する会社、

個人、企業組合、協業組合及び事業協同組合等をいいます。（詳細下記）

- （1）資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （4）資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （5）資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- （6）企業組合
- （7）協業組合
- （8）事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

## 援助制度利用の手続

### ①申請

決められた様式に基づいた申請書を日本弁理士会会長宛に提出して頂きます。申請書には、推薦又は紹介を受けた指定機関の名称及び連絡先を記載して頂き、**当該指定機関の押印が必要となります**。ただし、当会会長が認めた当該指定機関専用の申請書を使用する場合は、当該記載等を省略できます。なお、希望する弁理士がいない場合には申請時に弁理士を指定する必要はありません。

また、発明等の実施計画書と、登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は個人の場合は住民票（ただし、激甚災害に起因して取得が困難である場合は除く）を添付してください。

申請書は持参又は郵送等で受け付けます。宛名は「日本弁理士会知的財産支援センター出願等援助部」とし、封筒には必ず「特許出願等復興支援申請書類在中」と朱書してください。

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

**【注】同一人による申請は同一年度（4/1～3/31）内で2回までです**。また、申請された書類等は返却しません。

### ②審査

申請された発明等は、知的財産支援センターの担当委員が合議にて書類審査を行います。原則として、審査結果は翌月の中旬頃までに確定し申請人に通知します。なお、**不採用の理由等は、一切お答えできません**。また、審査結果に対しては、不服申立を行うことができません。

**【注】**権利化可能性に関する判断はいたしません。また、この審査は特許庁での審査に何ら影響を与えません。

### ③弁理士の選定

審査の結果、援助が決定したら、結果をお知らせしてから**2か月以内**に出願の代理をする弁理士を決めて頂きます。弁理士の選定は、申請者に行って頂きますが、お心当たりの弁理士がいらっしゃらない場合には、推薦又は紹介を受けた機関に御相談ください。また、当会ホームページにおいて提供しております「弁理士ナビ」(<http://www.benrishinavi.com/>)もご利用頂けます。

### ④契約

受任する弁理士が決まりましたら、被援助者と受任弁理士と当会の三者で契約を締結します。被援助者は申請した発明等を開示し、受任弁理士は開示された発明等の出願等の手続を代理します。日本弁理士会は出願等の手続費用の援助を行います。

### ⑤援助の実施

出願手続が終了して手数料等の報告があった時点で、援助費用を受任弁理士に支払います。なお、弁理士報酬額等は受任弁理士と被援助者の相談により決定して頂きますので、弁理士報酬額が援助費用を越える可能性もあります。

## 指定機関一覧

### 各都道府県知財総合支援窓口 (<http://chizai-portal.jp/>)

青森県	一般社団法人青森県発明協会 青森市長島1-1-1 県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	TEL:017-762-7351
岩手県	一般社団法人岩手県発明協会 盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県工業技術センター内	TEL:019-656-4114
宮城県	一般社団法人宮城県発明協会 仙台市泉区明通2丁目2番地 宮城県産業技術総合センター内	TEL:022-779-6990
福島県	一般社団法人福島県発明協会 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ3階	TEL:024-963-0242
茨城県	公益財団法人茨城県中小企業振興公社 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	TEL:029-224-5339
栃木県	公益財団法人栃木県産業振興センター 宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	TEL:028-670-2617
千葉県	一般社団法人千葉県発明協会 千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所内	TEL:043-255-7987
新潟県	一般社団法人新潟県発明協会 新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階	TEL:025-211-3722
長野県	一般社団法人長野県発明協会 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	TEL:026-217-3242
その他	地方公共団体等 詳細は当会ホームページ ( <a href="http://www.jpaa.or.jp/bousai-web/pdf/shiteikikan.pdf">http://www.jpaa.or.jp/bousai-web/pdf/shiteikikan.pdf</a> ) でご確認ください。	

### ●発明等の相談については、当会が運営する下記の特許相談室でもご相談いただけます(指定機関とは異なりますので、ご注意ください)。

北海道	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西4-3-1 新北海道ビルディング12階 日本弁理士会 北海道支部 毎週火曜日・金曜日/14:00~16:00	TEL:011-736-9331
東北	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5階 日本弁理士会 東北支部 毎週火曜日/13:00~16:00	TEL:022-215-5477
北陸	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2階 日本弁理士会 北陸支部 ※詳細はホームページをご覧ください。 <a href="http://www.jpaa.or.jp/hokuriku/">http://www.jpaa.or.jp/hokuriku/</a>	TEL:076-266-0617
関東	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階 日本弁理士会 関東支部 月~金曜日/10:00~12:00、14:00~16:00	TEL:03-3519-2707
東海	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階 日本弁理士会 東海支部 月~金曜日/13:00~16:00	TEL:052-211-3110
近畿	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル25階 日本弁理士会 近畿支部 月~金曜日/10:00~12:00、14:00~16:00	TEL:06-6453-8200
中国	〒730-0016 広島県広島市中区鞆町13-14 新広島ビルディング4階 日本弁理士会 中国支部 毎週水曜日/13:00~15:00	TEL:082-224-3944
四国	〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア2階 日本弁理士会 四国支部 ※詳細はホームページをご覧ください。 <a href="http://www.jpaa.or.jp/shikoku/">http://www.jpaa.or.jp/shikoku/</a>	TEL:087-822-9310
九州	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル8階 日本弁理士会 九州支部 毎週木曜日/10:00~12:00、13:00~15:00	TEL:092-415-1139

### ●お問い合わせ先

**日本弁理士会 専用フリーダイヤル**  
日本弁理士会知的財産支援センター事務局  
**☎0120-19-2723**  
(受付時間：平日 9時~17時)

 **日本弁理士会**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
TEL.03-3581-1211 (代) FAX.03-3581-9188  
<http://www.jpaa.or.jp>